

社会福祉法人清寿会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清寿会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議

員会に出席したときは、監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員等の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員等に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（兼務職員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事・監事及び評議員については、評議員会の議決を経なければならない。評議員選任・解任委員及びその他の委員については、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年12月10日制定し、平成27年12月1日より施行する。

平成28年12月22日 一部改正

平成28年12月22日 一部改正し、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	0円
評議員会出席報酬等	5,000円	0円
監事会出席報酬	5,000円	0円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	0円
苦情対応第三者委員等出席報酬等	3,000円	0円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	5,000円	0円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	0円
監事監査指導報酬等	5,000円	0円
苦情対応第三者委員業務報酬等	3,000円	0円
入所判定第三者委員業務報酬等	3,000円	0円
虐待防止第三者委員業務報酬等	3,000円	0円